



運 営 規 程

社会福祉法人 一真会
訪問看護ステーション花むつみ



社会福祉法人 一真会
ISSHINKAI social welfare corporation

訪問看護ステーション花むつみ 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人一真会が開設する訪問看護ステーション花むつみ(以下「事業所」という。)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な訪問看護および介護予防訪問看護(以下、「訪問看護等」という)事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 介護予防訪問看護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護(介護予防)支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 訪問看護ステーション花むつみ
- ② 所在地 横手市十文字町十五野新田字十浦下タ70-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員等	看護師	1名 以上	1名 以上	1名 以上	—	常勤兼務の者は管理者と兼務
	准看護師	—	—	—	—	
	理学療法士等	必要数				

(1)管理者

管理者は、事業所の職員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護職員は、主治医の指示書と居宅(介護予防)サービス計画(以下、「居宅サービス計画等」という)に沿って(介護予防)訪問看護計画書(以下、「訪問看護計画書等」という)を作成し、当該計画に基づき訪問看護等を提供し、実施項目等を(介護予防)訪問看護報告書として作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土、日、祝日、8月13日、8月14日、年末年始12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 訪問看護計画書等の作成

- ② 状態の観察
- ③ 身体の清潔援助
- ④ 食事および排泄等日常生活の世話
- ⑤ 床ずれの予防・処置
- ⑥ カテーテル等の管理
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ ターミナルケア
- ⑨ 療養環境の整備
- ⑩ 家族への看護指導および介護支援・相談
- ⑪ 認知症患者の看護
- ⑫ その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1)通常実施地域を超え、片道 5km経過した地点から自宅までの距離 = 1kmあたり 30円

3 死後の処置料は、5,000 円とする。

4 利用者からのキャンセルがあった場合で、サービス提供の前営業日までに連絡がなかった場合は、1提供あたり利用料の 30%を徴収する。ただし、利用者の容体急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

5 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。

7 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、横手市(大森・山内地域除く)とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は訪問看護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な処置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情に対する対応方針)

第 12 条 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って行う。

(個人情報保護)

第 13 条 利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設と連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(暴力団排除)

第 15 条 事業所を運営する当該法人の役員および事業所の管理者その他の職員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また勤務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 1 カ月以内

② 法定研修 年数回(法人の実施する研修に参加)

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人一真会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第 17 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人一真会 理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。